

# 家畜人工授精所開設者、家畜人工授精師・獣医師等の皆様へ

令和3年4月から和牛遺伝資源の適正な流通のための

## 「精液等情報システム」の運用を開始しました。

**和牛遺伝資源の適正な流通管理**に向けて、家畜改良増殖法の一部を改正する法律が令和2年10月1日に施行されました。

本システムを利用することにより、新たに義務化された

- ① **特定家畜人工授精用精液等についての譲渡等記録簿の記載・保存**
  - ② **家畜人工授精所の運営状況の都道府県知事への報告書の作成**
- のための情報の入力・管理が簡便にできます。

今後もシステムの利便性の向上に向けて、充実を図っていきます。

### ◆ 令和3年4月より利用可能な機能

① 精液・受精卵の譲渡等に係る情報の入力・管理

② 精液・受精卵の採取・処理等に係る情報の入力・管理

③ 精液・受精卵の注入・移植等に係る情報の入力・管理

No.	検査	雌畜飼体識別番号	雌畜番号	採卵年月日	採卵型別	注入・授精区分	受精証明番号
1		2200010025 1111110008	あやめ 種雄牛1	5/令和 3/2/5	11	3 授精	1111110008
2		2200010018 2200010056	つばき ぼたん	5/令和 3/2/5			
3		1111113006	種雄牛3	5/令和 3/1/18			

体内受精卵台帳入力画面

No.	検査	種雄牛	採取時期	採取量	pH	臭気	顕微鏡的活力	顕微鏡的濃度	生存率	品質	品質検査	分注本数	品質説明
1		101 種雄牛1	9:40	6.0	1	乳白	3 +++	14.4	80.0	1		176	6.0 32 44
2		102 種雄牛2	9:45	9.0	1	乳白	3 +++	12.7	80.0	1		228	9.0 39 57
3		103 種雄牛3	9:51	3.5	1	乳白							

精液処理台帳入力画面

※家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書等の印刷も可能

令和3年分の都道府県知事への報告から可能となります。

## ◆ 今後の開発予定

①家畜人工授精所の運営状況の報告書の都道府県への提出

②種付台帳・家畜人工授精簿の管理・出力

③授精証明書・受精卵移植証明書の出力

④スマートフォン等での情報の入力・管理・出力

…etc

今後システム上で、様々な事務への対応が簡便にできるようになります。

種付台帳 (精液採取台帳)		様式第十七号	
種 畜	種畜証明書番号	第 号 授 精 証 明 書	
	名 前		
	家畜登録機関名		
	登 録 番 号		
	種 類 及 び 品 種		
種 畜 登 録	種 畜	家畜人工授精用 精液証明書番号	名 前
		名 前	
		家畜登録機関名 及び登録番号	
		種 類 及 び 品 種	
		毛 色 及 び 特 徴	
		生 年 月 日	



## ◆ システムの利用開始手続について

①精液等情報システムURL:

「<https://www.lgrm.jp/imart/login>」からログインしてください。

※(一社)全国肉用牛振興基金協会(以下「基金協会」)HPに「精液等情報システム」へのリンクを掲載しています。以下の初期設定後にログインが可能となります。

②利用開始に当たっては、初期設定のため、ID・家畜人工授精所名等をヘルプデスク(基金協会)メールアドレス「[lgrm@nbafa.or.jp](mailto:lgrm@nbafa.or.jp)」に送付願います。(設定終了後メールを返信します。)

③利用を開始するための新たなID等の配布を希望される方は、以下のお問い合わせ先や都道府県の畜産担当課にご相談ください。(今後調査を行う予定です。)

④操作方法等に関する御質問は、「[lgrm@nbafa.or.jp](mailto:lgrm@nbafa.or.jp)」にお問い合わせください。



家畜改良増殖法・精液等情報システムに関する制度についてのお問い合わせ先  
農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課  
家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp